

教員の地位に関する勧告（抄）（一九六六年 ILO・ユネスコ教員の地位に関する勧告）

IL0、ユネスコ教員の地位に関する勧告においては、次のように規定している。

⑩ 国際労働機関が定めた母性保護の分野における基準、特に、千九百十九年の母性保護条約及び千九

百五十二年の母性保護条約（改正）並びにこの勧告126に掲げる基準を実施するものとする。

⑪ 子のある女子教員は、失職することなく、かつ、雇用に基づくすべての権利を十分に保護されて産後一年以内の無給の追加休暇を夢請によりとることができるような措置によつて、教職にとどまることを奨励されるものとする。

勧告第百二項で引用されたIL0条約は次のようなものである。

○ IL0一九一九年の母性保護条約（第三号）

同条約は、一九一九年の第一回IL0総会で採択された。同条約は一九五二年の母性保護条約によつて改正された。

批准国は、一九七一年六月一日現在で二十八カ国であり、わが国は、これを批准していない。

○ IL0一九五二年の母性保護条約（第一〇三号）

同条約は、一九五二年の第三十五回IL0総会によつて採択された。その内容は女子に対して十二週間の出産休暇並びに出産休暇による休業中金銭給付及び医療給付を与えるべきこと等について規定したものである。

批准国は一九七一年六月一日現在で十四カ国であり、わが国はこれを批准していない。

○ IL0一九五二年の社会保障（最低基準）条約（第一〇二号）

同条約は、一九五二年の第三十五回IL0総会で採択された。その内容は、医療、疾病、失業、老

齢、業務災害、家族、母性、廃疾及び遺族の九部門の社会保障給付の適用範囲、受給条件、給付額等について規定したものである。

批准国は、一九七一年六月一日現在で二〇カ国であり、わが国は、これを批准していない。



